

令和6年6月21日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する
政令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年5月15日（木）から6月13日（木）までの期間において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。

上記政令案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※35 の個人・団体から合計 76 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) 便所に係る建築物移動等円滑化基準の見直し（現行の政令第 14 条関係）		
1	<p>車椅子使用者と車椅子使用者以外の者（健常者、高齢者、子育て、視覚障害、聴覚障害、性的マイノリティなど）が円滑に便所を利用できるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能分散 ・便所内の大型ベッド、ベビーベッドの設置 ・建築物内又は便所内での適切な便所の配置 <p>に考慮して車椅子使用者用便房の整備促進方策について検討いただきたい。</p>	<p>建築物のバリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女別や男女共用トイレに機能分散した場合の設計例 ・2,000 m²以上の特別特定建築物における大型ベッド・乳幼児対応設備の設置を標準的な対応とすること ・様々な利用者が利用しやすい便所とすること <p>を記載しており、引き続きその周知を通じてバリアフリー化を促進してまいります。</p>
2	<p>車椅子使用者用便房の設置数が過大である・過小であるとの両方の意見があるため、車椅子使用者用便房の設置数に関する基準は何に基づき設定したのかを明らかにすべき。</p>	<p>この度の改正は、学識経験者、障害者団体、施設管理者団体、設計関係団体等から構成される「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」において令和6年3月にとりまとめられた対応方針に基づき建築物移動等円滑化基準を見直すものです。</p> <p>設置数の水準については、車椅子使用者用便房に関する実態調査結果や検討WGにおける議論等を踏まえ、車椅子使用者の階</p>

		<p>の移動を極力減らしつつ、現時点での車椅子利用者用便所の設置状況に鑑み義務づけが可能なものとして設定しております。</p> <p>議論の経過については、国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000183.htmlをご覧ください。</p>
3	<p>健全者が想定する配慮ではなく、当事者の意見が反映された設計となるようにしてほしい。</p>	<p>今年度実施予定の、「建築設計標準」の見直しにおいて、当事者参画の取組を促進するための記載内容の充実を図ってまいります。</p>
4	<p>主たる階以外は車椅子利用者用簡易便所も可能にすることや複数の車椅子利用者用便所を設置する場合に様々なパターンのもを設けることができるよう、設計パターンを提示してほしい。</p>	<p>車椅子利用者用便所については、車椅子利用者が円滑に利用できるものとして、「腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること」「十分な空間が確保されていること」としております。また、詳細な設計パターンについては、「建築設計標準」で具体例として示しておりますので参考としてご活用ください。</p> <p>車椅子利用者用簡易便所については、建築設計標準で面積や構造により制限がある既存建築物の改善や改修の場合等に設けるものとしています。</p> <p>また、車椅子利用者用便所を対象とした容積率緩和制度を創設することとしており、当該施策も活用して車椅子利用者用便所の整備を促進してまいります。</p>
5	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、便所の数又は便所の箇所数のいずれを指すのか。</p>	<p>便所の箇所数を指します。</p>
6	<p>便所や車椅子利用者用便所の設置場所に関する基準を設けないのか。 「当該階に設けるべき車椅子利用者用便所を他の階に設けた場合」とある</p>	<p>「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」において、令和6年3月にとりまとめられた対応方針に基づき、車</p>

	<p>が、この「他の階」とは当該階とできるだけ近い階（直上階や直下階）を指すのか。</p>	<p>椅子使用者用便房については原則としては各階に設置することとしつつ個別具体の建築条件に応じた設計を可能とするため、設置箇所は任意としています。</p> <p>なお、具体的な内容は今後新設する告示でお示しすることとなりますが、便所については、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が便所を利用する上で支障がない位置に設けることとし、車椅子使用者用便房をその他の階に設置する場合については、設計上の自由度を確保するため、直上階や直下階への設置に限るような要件は設けない予定です。</p>
7	<p>ホテル、旅館で客室内のみに便所を設けている場合や、病院や老人福祉施設等で、居室内にのみ車椅子使用者用便房を設けている場合は、いずれも不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階に該当するか。</p> <p>また、公立小学校等は多数の者が利用する施設だが、便所の基準が適用されるのか。</p>	<p>居室内のみに便所を設ける階は、いずれも不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階に該当しません。</p> <p>また、公立小学校等は現行の政令第 23 条に基づき「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読替えて基準が適用されます。</p>
8	<p>男子用のみ又は女子用のみの便所が設置されている階は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設置する階という認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
9	<p>水洗器具（オストメイト）の設置は、従来通り 1 つという認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
10	<p>条例で規模の引き下げを行った特別特定建築物や条例で追加した特別特定建築物でも、本案は適用されると考えてよいか。</p>	<p>規模等によって対象とならない場合がありますので、所管行政庁にご確認ください。</p>
11	<p>建築設計標準 P2-112 に記載されている「車椅子使用者用便房」と政令で定</p>	<p>今年度実施予定の建築設計標準の見直しにおいて参考とさせて</p>

	める「車椅子使用者用便房」が同一のものという誤解を与える場合があるので、政令の規定を見直すべきではないか。	いただきます。
12	特別特定建築物に、建築物に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が附属する場合には、階の床面積に駐車場の床面積が含まれるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
13	特別特定建築物の用途とその他の用途が混在する階において、当該階全体の床面積が 1,000 ㎡を超えるものの、当該階の特別特定建築物用途で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が 1,000 ㎡未満となる場合、今後新設する告示による特例は適用可能という認識でよいか。	ご認識の通りです。
(2) 駐車場に係る建築物移動等円滑化基準の見直し（現行の政令第 17 条関係）		
14	車椅子使用者用駐車施設は車椅子使用者のみが使用できるようにしてほしい。	建築設計標準において、関連する取組等について記載しており、引き続きその周知を通じて適正な利用を促進してまいります。
15	車椅子使用者用駐車施設の数に当たり、当該数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数という認識でよいか。	ご認識の通りです。
16	車椅子使用者用駐車施設の配置に係る基準は示されないのか。	現行の政令第 17 条第 2 項第 2 号において、車椅子使用者用駐車施設は移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとしています。
17	車椅子使用者用駐車施設は後方からの乗降に対応するため、奥行きを長くしてほしい。	建築設計標準において、「後部ドア側のスペース確保が必要となる」ことを記載しており、引き続きその周知を通じてバリアフリー化を促進してまいります。
(3) 劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準の創設（新設関係）		
18	劇場等における客席の車椅子使用者用スペースに関する、サイトラインの	車椅子使用者用スペースに関する、ご指摘の事項については、

	確保（前面の手すり高さ、周辺の一般用客席のサイトラインを含む）、同伴者席の隣接配置、分散配置について義務基準化してほしい。	今年度の新たに設置する検討WGで実効性の高い枠組みの検討等を進める予定です。
19	視覚障害者が利用する経路に点字ブロック等の設置を促進してほしい。	視覚障害者が利用する経路については、現行の政令第 21 条で道等から案内設備までの経路のうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とし、点字ブロック等を設置することとしております。
20	車椅子利用者用部分の奥行きを広くしてほしい。	具体的な内容は今後新設する告示でお示しすることとなりますが、建築物移動等円滑化誘導基準で 120cm とされている車椅子利用者用スペースの奥行きを 135cm 以上に見直して規定する予定です。
21	車椅子利用者用スペースは車椅子使用者が車椅子のまま使用できるようにしてほしい。	車椅子利用者用スペースは車椅子使用者が車椅子のまま円滑に利用することができるものとして規定します。
22	車椅子利用者用スペースの数の算定に当たり、当該数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数という認識でよいか。	ご認識の通りです。
23	車椅子利用者用スペースについて、床等に区画の明示が必要か。	床等への区画の明示について規定する予定はありません。
24	室の出入口から車椅子利用者用スペースまでの経路（階段、傾斜路、通路や出入口の幅等）についても、バリアフリー基準が整備されるという認識でよいか。	ご認識の通りです。
25	車椅子利用者用スペースの配置計画の留意事項は示されるのか。	建築物のバリアフリー設計のガイドラインである、建築設計標準について、今年度、車椅子利用者用スペース等に関する記載の充実を図る予定です。
26	客席に設ける座席の数が 400 以下の場合、車椅子利用者用スペースを 5 以	この度の改正は、学識経験者、障害者団体、施設管理者団体、

	上としてほしい。	設計関係団体等から構成される「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」において、令和6年3月にとりまとめられた対応方針に基づき建築物移動等円滑化基準を見直すものです。設置数の水準については、客席に関する実態調査結果や検討WGにおける議論等を踏まえて、国際パラリンピック委員会が公表しているIPCガイドラインを踏まえ策定されたTokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインを参考に設定しております。議論の経過については、国土交通省HP (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000183.html)をご覧ください。 なお、建築物移動等円滑化誘導基準では、座席の数が400席の場合、6以上の車椅子利用者用スペースを設けることとしています。
27	一つの建築物に複数の劇場がある場合、「客席に設ける座席の数」はそれぞれの劇場（部屋）ごとという認識でよいか。	ご認識の通りです。
(4) 経過措置		
28	「施行の日以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用」とあるが、建築の着手、用途変更の着手及び維持とはどのような行為か。	建築の着手とは、一般的に「根切り工事」等に係る工事が開始された時点のことをいい、用途の変更の着手については、工事を行わない場合を含めて多様な場合が想定されるため、必要に応じて所管行政庁にご相談ください。 また、維持とは、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第14条第2項に規定する維持をいいます。
29	令和7年6月1日より前に確認済証が交付され、令和7年6月1日以降に着工する場合、工事に着手する前に再度確認を申請する必要があるか。	再度確認を申請する必要はありませんが、計画変更や完了検査の際には改正後の基準への適合性の審査が必要となりますので

		ご注意ください。
30	施行予定日まで1年を切っており、十分な準備期間が確保出来ないため、数年の経過措置を設けていただきたい。	「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を令和5年6月から開催しており、その中で検討状況を随時公表していたことを踏まえて、所定の準備期間を確保し令和7年6月1日の施行予定としております。
(5) その他		
31	特別特定建築物で2,000㎡以上の増築等を行う場合、設置数の算定に用いる床面積や便所、駐車施設、客席の数はどの範囲を対象に算定するのか。	便所については、増築等に係る部分及び既存を含む全ての便所の床面積及び箇所数により設置数を算定します。 駐車施設については、具体的な内容は今後新設する告示でお示しすることとなりますが、増築等に係る部分の箇所数により設置数を算定することとする予定です。 また、客席については、増築等に係る部分の客席数により設置数を算定します。
32	告示の詳細や誘導基準の改正案に関するパブリックコメントの開始はいつになるか。	建築物等移動等円滑化基準に関する告示のパブリックコメントについては、令和6年7月までには開始する予定です。その他の見直しに関するパブリックコメントについては、現時点では未定です。
33	特別特定建築物におけるスロープやエレベータ設置に対する金銭的支援をしてほしい。	国土交通省においては、バリアフリー環境整備促進事業により、特別特定建築物及びバリアフリー条例の規制の対象となった建築物のバリアフリー改修への支援を地方公共団体と連携して行っています。 本事業については引き続き地方公共団体や民間事業者等の関係団体等への周知を行ってまいります。